

吹田市こども計画（仮称）（案）

【令和 7 年度（2025 年度）～令和 11 年度（2029 年度）】

概要版

令和 7 年（2025 年）2 月

吹田市

I 計画策定の背景・趣旨

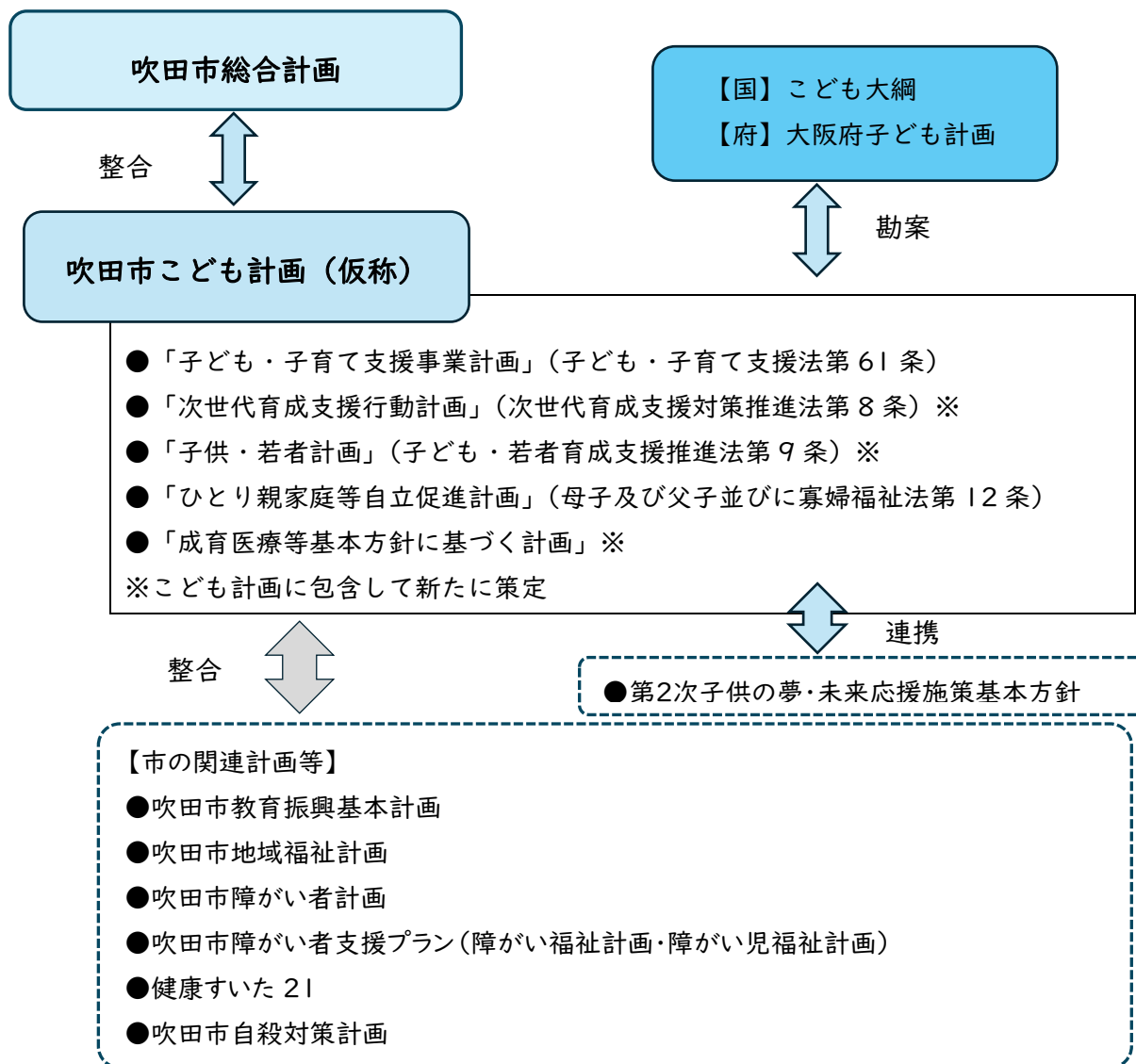
わが国では、急速な少子・高齢化や生産人口の減少による労働環境の変化、地域社会のコミュニティ力の低下に加え、景気の停滞や物価の上昇等による家計負担増加など社会や経済の変化が、子供・子育て家庭や若者に大きな影響を与えています。また、核家族化の進展、共働き家庭の増加、さらには貧困世帯の増加など、子育て家庭の子育てに対する精神的・身体的負担や経済的不安感が高まっています。

国は、こうした子供・子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受けて、令和5年（2023年）4月に「こども基本法」を施行し、同法のこども政策の立案・実施を担う行政機関として「こども家庭庁」を発足させるとともに、同年12月には今後5年間の子ども政策の基本的な方針・重要事項を定めた「こども大綱」を決定しました。

吹田市（以下「本市」という。）においては、この度、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度（2024年度）で最終年度を迎えることから、社会状況の変化に対応しつつ、これまで推進してきた子供・子育て支援施策や子供の貧困対策等を効果的かつ総合的に一層推進するため、「子供・若者計画」等を包含した「吹田市こども計画」（仮称）（以下「本計画」という。）を策定しようとするものです。

2 計画の位置づけと性格

こども基本法第10条の規定に基づき、作成するものです。



3 計画期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

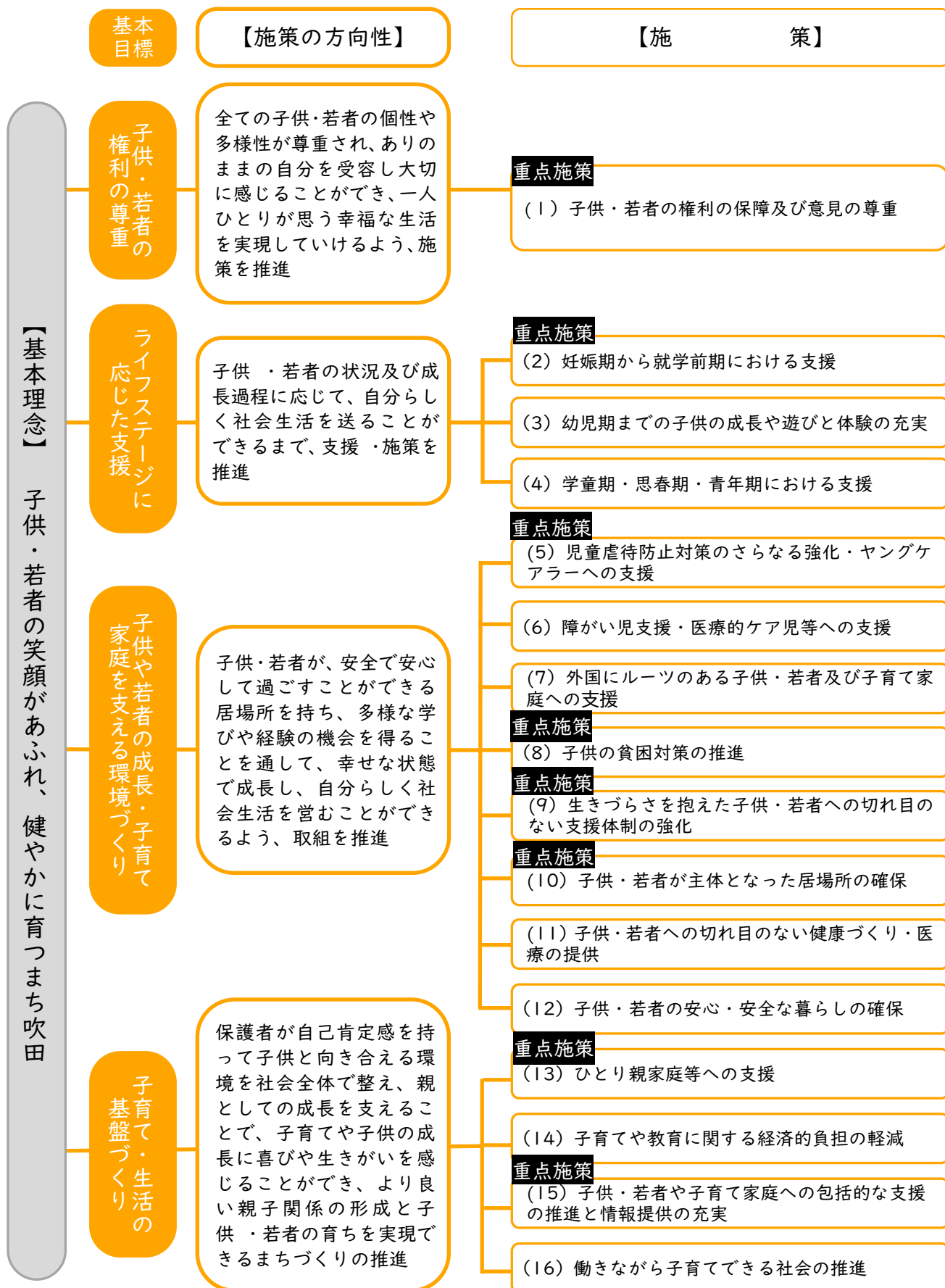
4 計画の基本的な考え方

基本理念

子供・若者の笑顔があふれ、健やかに育つまち吹田

本計画では、基本理念を実現するために、次の4つの基本目標のもと、子供・若者及び子育て家庭への支援施策の総合的な推進を図ります。

5 計画の体系



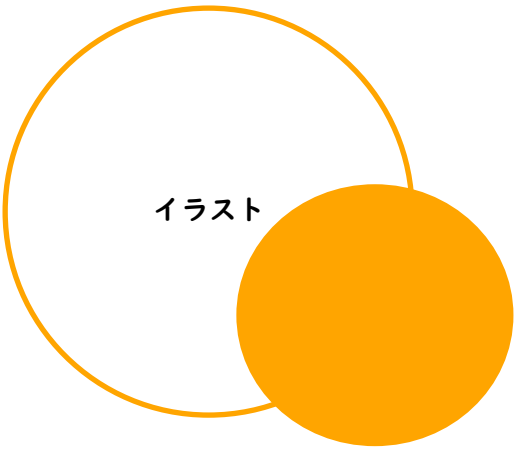
6 施策の推進

基本目標Ⅰ 子供・若者の権利の尊重

指標名	現状値 令和5年度 (2023年度)	方向	目標値 令和11年度 (2029年度)	単位
① 子供・若者が、自己肯定感が「高まった」と回答した割合	78.1	↑	78.1 以上	%

	【施策名】	【主な取組】
重点施策 施策Ⅰ	子供・若者の権利の保障 及び意見の尊重 【主な担当室課:市民部人権政策室、児童部子育て政策室、学校教育部学校教育室、地域教育部青少年室、青少年クリエイティブセンター、関係室課】	(1) 子供・若者が権利の主体であることについての理解促進・啓発の取組 (2) 子供・若者の意見表明機会の確保(子供・若者が自らの権利を知り、互いを尊重する意識の向上、意見形成への支援及び意見表明の仕組みづくり等)

イラスト



基本目標 2 ライフステージに応じた支援

指標名	現状値 令和5年度 (2023年度)	方向	目標値 令和11年度 (2029年度)	単位
① 子供・若者が自分の将来に希望が持てる又は夢や目標があると回答した割合	68.5	↑	68.5 以上	%
② 自身の子育てを楽しんでいると感じることが多いと回答した割合	62.5	↑	62.5 以上	%

	【施策名】	【主な取組】
重点施策 施策2	妊娠期から就学前期における支援 【主な担当室課：児童部子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、すこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センター】	(1)妊娠、出産及び育児の情報提供・助言及び相談支援等を行います (2)妊産婦や保護者へのアウトリーチによる取組を推進し、支援の充実を図ります (3)子育て支援センターと地域の相談機関が連携し、子育て家庭への相談体制を強化します
施策3	幼児期までの子供の成長や遊びと体験の充実 【主な担当室課：児童部子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、すこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センター、学校教育部学校教育室】	(1)地域での子育て支援サービスの充実を図ります (2)教育・保育の提供体制を充実し、子供の円滑な就学につなげます
施策4	学童期・思春期・青年期における支援 【主な担当室課：市民部市民総務室、男女共同参画センター、都市魅力部地域経済振興室、児童部子育て政策室、健康医療部地域保健課、福祉部生活福祉室、学校教育部学校教育室、教育センター、地域教育部青少年室、青少年クリエイティブセンター、放課後子ども育成室】	(1)義務教育を通じて、子供の総合的な人間力を育成します (2)児童・生徒の一人ひとりが尊重される学びを確保します (3)いじめの未然防止及び早期の発見・対応に努めます (4)学びの場を確保し、切れ目なく不登校の支援を行います (5)国際理解教育やデジタル・シティズンシップ教育を推進します (6)高等教育への就学や社会生活に必要な知識の習得等の支援を行います (7)多様な進路選択があることについて、子供等への情報提供を進めます (8)若者の就職に係る進路選択やキャリア形成に向けた支援を進めます (9)複雑・複合的な課題を抱える子供・若者へのアウトリーチ等による支援を行います

基本目標 3 子供や若者の成長・子育て家庭を支える環境づくり

指標名	現状値 令和5年度 (2023年度)	方向	目標値 令和11年度 (2029年度)	単位
① 子供・若者が安全で安心してすごすことができる居場所があると回答した割合	75.1	↑	75.1 以上	%
② 子供・若者が困っていたり、悩んでいるときに、話を聞いてくれたり、助けてくれる人が「いる」と回答した割合（困りごとや不安がある時に大人にいつでも相談できると回答した割合）	83.0	↑	83.0 以上	%

	【施策名】	【主な取組】
重点施策 施策 5	児童虐待防止対策のさらなる強化・ヤングケアラーへの支援 【主な担当室課：児童部すこやか親子室、家庭児童相談室、学校教育部教育センター、地域教育部青少年室、放課後子ども育成室、関係室課】	(1)子育て支援センターと庁内外の関係機関が連携し児童虐待の防止に取り組みます (2)ヤングケアラーを早期発見し、必要な支援につなげます
施策 6	障がい児支援・医療的ケア児等への支援 【主な担当室課：児童部保育幼稚園室、すこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センター、福祉部障がい福祉室、健康医療部地域保健課、学校教育部学校教育室、教育センター、地域教育部放課後子ども育成室】	(1)障がいの早期の発見と療育を推進し、相談支援体制の強化を図ります (2)こども発達支援センターにおける地域療育の中核的機能を強化します (3)医療的ケア児等コーディネーターを中心とした支援体制を整備します
施策 7	外国にルーツのある子供・若者及び子育て家庭への支援 【主な担当室課：都市魅力部文化スポーツ推進室、学校教育部学校教育室、関係室課】	(1)教育環境の整備や多言語の相談対応など、多様な文化的背景に配慮した支援を進めます
重点施策 施策 8	子供の貧困対策の推進 【主な担当室課：児童部子育て政策室、関係室課】	(1)教育・学び等への支援や保護者の就労・経済的支援等に取り組みます

	【施策名】	【主な取組】
重点施策 施策 9	生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化 【主な担当室課：地域教育部青少年室、児童部子育て政策室、すこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センター、福祉部生活福祉室、学校教育部学校教育室、教育センター】	(1) 困難を抱える子供・若者が孤立しないよう、アウトリーチ支援等を強化します
重点施策 施策 10	子供・若者が主体となった居場所の確保 【主な担当室課：児童部子育て政策室、学校教育部教育未来創生室、地域教育部中央図書館、青少年室、青少年クリエイティブセンター、放課後子ども育成室、関係室課】	(1) 多様な体験・交流、活躍できる場や機会の提供を図ります (2) 児童会館・児童センターの機能強化を図ります (3) 青少年施設における子供・若者と協働し居場所づくりに取り組みます (4) 公共施設や子供食堂などの地域資源を生かした居場所づくりを進めます (5) 留守家庭児童育成室や太陽の広場など、小学生の放課後の居場所を確保します (6) 中学校部活動の安定的・持続可能な仕組みを構築します (7) 地域の大人が子供を見守り育てる環境づくりを進めます
施策 11	子供・若者への切れ目のない健康づくり・医療の提供 【主な担当室課：児童部子育て政策室、すこやか親子室、健康医療部健康まちづくり室、成人保健課、保健医療総務室、地域保健課、学校教育部保健給食室、教育センター、地域教育部青少年室】	(1) 母子の健康管理、子供の疾病や障がい等の早期の発見・治療に資する取組を進めます (2) 必要な医療が受けられるよう、小児医療体制の維持を図ります (3) プレコンセプションケアの啓発を行い、性や妊娠に関する情報等の提供や生涯を見据えた健康管理等の意識向上を図ります (4) 食育、健診や健康教育等を通じて、子供・若者の健康づくりに取り組みます (5) 子供のSOSの出し方や教員等の受け止め方を学ぶ活動を推進し自殺対策を強化します
施策 12	子供・若者の安心・安全な暮らしの確保 【主な担当室課：総務部危機管理室、市民部市民総務室、男女共同参画センター、児童部のびのび子育てプラザ、健康医療部保健医療総務室、都市計画部住宅政策室、土木部道路室、公園みどり室、学校教育部保健給食室、学校教育室、教育センター、地域教育部まなびの支援課、青少年室】	(1) 子育て・ひとり親世帯等の住居の安定確保、公園や道路の整備などを進めます (2) 子供・若者が危険から身を守るための行動がとれるよう教育を行います

基本目標 4 子育て・生活の基盤づくり

指標名	現状値 令和 4 年度 (2022年度)	方向	目標値 令和 11 年度 (2029 年度)	単位
① 安心して子育てができる環境にあると思う世帯の割合	70.4	↑	75.0	%

	【施策名】	【主な取組】
重点施策 施策 13	ひとり親家庭等への支援 【主な担当室課：児童部子育て給付課、都市魅力部地域経済振興室、児童部子育て政策室、福祉部生活福祉室、地域教育部放課後子ども育成室】	(1)ひとり親家庭等が経済的に自立し、生活の安定・向上が図られるよう取組を進めます (2)支援が必要な家庭等に対する確実な情報提供と、ワンストップでつながる支援体制を推進します (3)子供・若者の学習の場や居場所の確保など生活の向上を図る取組を進めます
施策 14	子育てや教育に関する経済的負担の軽減 【主な担当室課：児童部子育て給付課、保育幼稚園室、福祉部生活福祉室、学校教育部学務課、地域教育部放課後子ども育成室】	(1)子育て家庭における経済的負担の軽減や少子化対策に資する取組の充実に努めます
重点施策 施策 15	子供・若者や子育て家庭への包括的な支援の推進と情報提供の充実 【主な担当室課：児童部子育て政策室、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、家庭児童相談室、福祉部福祉総務室、地域教育部青少年室、関係室課】	(1)ライフステージで切れ目なく分野横断的に子供・若者の支援体制を推進します (2)子育て支援情報の積極的な提供に取り組みます (3)保護者が地域でつながりを持ち、地域全体で子育てできる環境づくりに取り組みます
施策 16	働きながら子育てできる社会の推進 【主な担当室課：市民部人権政策室、都市魅力部地域経済振興室、児童部保育幼稚園室、学校教育部学校教育室、教育センター、地域教育部まなびの支援課、青少年クリエイティブセンター、放課後子ども育成室】	(1)子供・若者及び教員等への男女共同参画やジェンダー平等の学習機会の充実に図ります (2)子育てと仕事を両立できる環境づくりに取り組みます

7 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制

■第3期子ども・子育て支援事業計画

令和2年度（2020年度）から5年間の計画期間である「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、子供が健やかに成長する環境整備や子育て家庭のニーズに対応できる子育て支援サービスの充実に向け取組を進めてきました。

令和6年（2024年）4月の改正児童福祉法の施行により、地域子ども・子育て支援事業において、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が新たに創設され、これらの事業についても、量の見込みやその確保方策を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。また、国では「こども未来戦略<加速化プラン>」に基づき、子ども・子育て支援事業の一つとして、幼児等のための支援給付として「こども誰でも通園制度」の創設に向けた検討が進められています。

令和6年度（2024年度）が第2期計画の最終年度であることから、第2期計画での取組の成果、課題等を踏まえ、また新たに創設された事業や制度の実施に向け、各事業の量の見込み及び提供量を設定し、令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）までの5年間の計画期間とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。引き続き、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進し、きめ細かい、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組めます。

Ⅰ 保育における認定区分別「量の見込み」

	ニーズ量の見込み 確保量	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
1号認定（3～5歳） 教育希望	ニーズ量の見込み	3,907人	2,820人
	確保量	7,566人	7,487人
2号認定（3～5歳） 保育希望 (幼稚園)	ニーズ量の見込み	917人	1,048人
	確保量	1,312人	1,303人
2号認定（3～5歳） 保育希望 (保育所・認定こども園)	ニーズ量の見込み	4,097人	4,729人
	確保量	5,120人	5,398人
3号認定（0～2歳） 保育希望 (保育所・認定こども園・ 地域型保育事業)	ニーズ量の見込み	4,235人	4,500人
	確保量	4,086人	4,566人

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制

事業名	ニーズ量・実施体制	令和7年度 (2025年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者支援事業 (基本型・特定型)	実施個所数	16 か所	16 か所
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	実施個所数	1 か所	1 か所
利用者支援事業 (地域子育て相談機関)	実施個所数	15 か所	15 か所
地域子育て支援拠点事業	ニーズ量	184,718 人	187,039 人
	実施個所数	15 か所	18 か所
妊婦健康診査	ニーズ量	2,899 人	2,930 人
	実施体制	府内協力医療機関、助産院で実施	
乳児家庭全戸訪問事業	ニーズ量	2,899 人	2,930 人
	実施体制	民生・児童委員、主任児童委員、保健師等	
養育支援訪問事業	ニーズ量	108 人	108 人
	実施体制	育児支援家庭訪問員	
子育て短期支援事業	ニーズ量	122 人日	122 人日
	実施体制	児童養護施設、乳児院	
ファミリー・サポート・センター事業	ニーズ量	4,067 人日	3,941 人日
	実施体制	のびのび子育てプラザ	
一時預かり事業（幼稚園型）	ニーズ量	131,317 人日	125,936 人日
	確保量	269,972 人日	264,294 人日
一時預かり事業（幼稚園型を除く）	ニーズ量	39,056 人日	39,564 人日
	確保量	33,231 人日	37,186 人日
延長保育事業	ニーズ量	3,524 人	3,904 人
	確保量	3,561 人	4,050 人
病児保育事業（病児・病後児対応型）	ニーズ量	5,992 人日	6,637 人日
	確保量	7,100 人日	7,100 人日
病児保育事業（体調不良児対応型）	ニーズ量	16,339 人日	18,099 人日
	確保量	15,888 人日	17,424 人日
留守家庭児童育成室	ニーズ量	7,213 人	8,091 人
	確保量	5,773 人	6,385 人
子育て世帯訪問支援事業	ニーズ量	2,016 人日	2,016 人日
	実施体制（確保方策）	指定障害福祉サービス事業者、指定居宅サービス事業者	

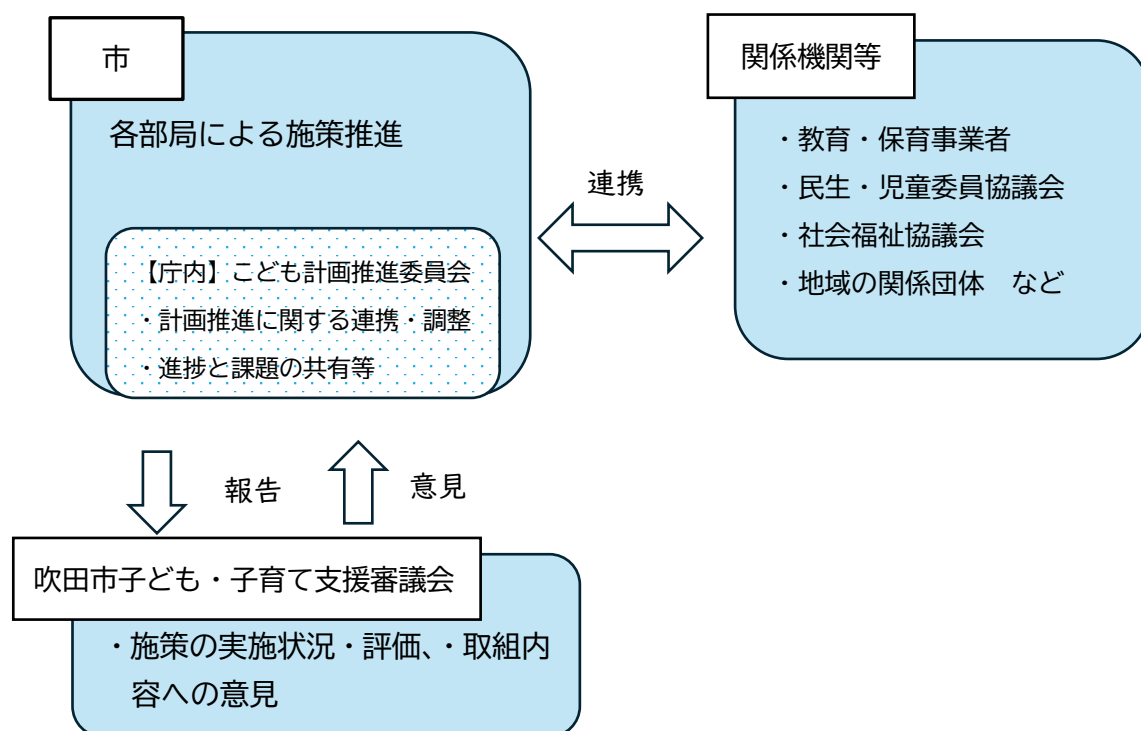
事業名	ニーズ量・実施体制	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
児童育成支援拠点事業	ニーズ量	12 人	12 人
	実施体制	検討中	
親子関係形成支援事業	ニーズ量	127 人日	142 人日
	実施体制	家庭児童相談室、こども発達支援センター	
妊婦等包括相談支援事業	ニーズ量	2,899 人	2,930 人
	実施体制	すこやか親子室	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	ニーズ量	8 人	8 人
	実施体制	検討中	
産後ケア事業	ニーズ量	1,390 人日	2,036 人日
	確保量	1,390 人日	2,036 人日

8 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画は、子供政策を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の関係部局が連携・調整を図りながら、子供・子育て支援に取り組みます。

また、取組の推進にあたっては、庁内の関係部局に加え、関係機関等と連携しながら、効果的な施策の推進に取り組みます。



2 計画の点検・評価の実施

本計画は、P D C A サイクル（Plan：計画→Do：実施→Check：点検（評価）→Action：見直し）に基づき、実効性のある取組を進め、改善を図ります。

計画の進捗管理にあたっては、毎年度、施策の進捗や取組の実績を取りまとめ、計画の実施状況の評価を行い、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等について検討します。評価の内容については、ホームページにおいて、公表していきます。

また、機会を捉えて、子供や市民から意見を聴きながら、施策の推進を図っていきます。